

令和3年4月6日

いわき市立小中学校の保護者の皆様へ

いわき市教育委員会

教育長 水野 達雄

「いわき市立小中学校部活動運営方針」について

日頃より、本市の学校教育に御理解・御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、学校現場における部活動の適正化が大きな課題となっております。

主として中学校における部活動につきましては、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力・態度を育てるとともに、体力の向上や健康の増進を図り、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感を育むなど、大変大きな教育的意義が認識されております。一方で、バランスを欠いた行き過ぎた活動は、児童・生徒にとっては、「学習時間が確保できない」「家族の時間がもてない」など、部活動一辺倒でバランスを欠いた生活や疲労蓄積などの課題につながることや教員に肉体的・精神的に過重な負担を強いることが指摘されて参りました。

そこで、市教育委員会といたしましては、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「教職員多忙化解消アクションプラン」（福島県教育委員会）、「運動部活動の在り方に関する方針」（福島県教育委員会）等を踏まえ、子どもたちに生涯にわたってスポーツや文化に親しませる資質を育み、バランスの取れた生活習慣を身につけさせるとともに、教職員のワークライフバランスを実現し、部活動の持続可能な運営体制を確立することを目指し、「いわき市立小中学校部活動運営方針」を平成30年11月に策定し、教育委員会HPで公表いたしております。

なお、本方針において各学校は、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、「活動計画」（年間及び毎月の活動計画）とともに、学校ホームページへの掲載等により公表することとしております。また、部活動の休養日・活動時間の設定につきましては、別紙「部活動の休養日や練習時間の設定について」のとおりとし、平成31年4月から各学校において全面実施となっておりますので、御理解・御協力くださいますようお願い申し上げます。

部活動の休養日や練習時間の設定について

【休養日の設定】

- 1 平日に週1日以上、週休日（土日）に週1日以上を休養日とする。
- 2 次の期間は、全市一斉の休養日とする。
 - ・ 夏季休業中の学校閉庁日
 - ・ 年末年始（12月29日～1月3日）6日間
- 3 週休日（土日）2日間にわたって大会やコンクール等のために活動した場合は、週休日（土日）分の休養日を他の週休日または祝日に振り替える。
- 4 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

＜補 足＞

- (1) 日曜日に大会やコンクール等がある場合、前日の土曜日に活動することは可能である。ただし、前日の活動時間は3時間を上限とする。
- (2) 土曜日、日曜日の2日間にわたって活動できるのは、大会やコンクール等の場合のみであり、2日間にわたって練習や練習試合を実施することはできない。大会前であっても同様である。
- (3) 土曜日、日曜日に活動しない場合であっても、平日に1日以上休養日を設ける。
- (4) 金曜日または月曜日が祝日で3連休となったとき、土曜日と日曜日に部活動を実施し、金曜日または月曜日の祝日を休養日とした方が、児童生徒や教職員にとって有益であると判断される場合は、土曜日と日曜日の2日間にわたり活動できる。

【活動時間の設定】

- 1 平日における活動時間は、2時間を上限とする。
- 2 週休日（土日）や祝日、長期休業日における活動時間は、3時間を上限とする。
 - ※ 平日の大会あるいは週休日（土日）等の大会等（練習試合を含む）は、上記の活動時間設定とは別に計画されるが、児童生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養日（振替の休養日を含む）を設ける。
- 3 朝の練習は、限られた期間等の特設部のみ、校長が必要と認めた期間と活動時間の中で実施する。
- 4 1及び2の活動時間には、準備や後片付けの時間は含めないものとする。

「いわき市立小中学校部活動運営方針」の全文は、いわき市教育委員会ホームページで公表しておりますので、御参照ください。